

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成10年 6月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時07分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中畑委員長、見楚谷副委員長、鈴木・斉藤・佐藤(幸)・渡部(輝) ・佐々木(勝)・山吹・花岡各委員		
説 明 員	平野助役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 出納室長、消防長、監査委員・選挙管理委員会・国体準備各事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に鈴木・斉藤両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際理事者より報告を求める。

「新行政改革の実施状況について」

(総務)濱谷主幹

職員数の削減については、事務・事業及び組織・機構の見直し等により、昨年4月1日現在の2,377名に対し、本年4月1日現在で2,349名で28名の削減となっている。平成9年度の財政効果は、市税の収入状況等未確定な部分もあるが、約8億6千万円となっている。その内訳としては職員数の削減や特別職給料・管理職手当一部カット等の人件費削減分が約2億2,480万円、使用料・手数料の見直し分が2億900万円、遊休等資産の処分が4億2,040万円、施設の管理経費の部分が150万円となっている。

次に、事務・事業の見直しの内、補助金の見直しについては現在庁内検討委員会で検討中であるが、本年度中に見直し基準を策定する予定である。市税・国民健康保険料等の収納率向上対策については、本年度も引き続き取り組みの強化を図りたい。遊休等資産の活用・処分の促進については、旧手宮魚場用地、赤岩1丁目の貸付地の売却等を予定している。事業系ゴミの処理経費の有料化等ではあわせて産業廃棄物の処分手数料の見直しを検討するほか、使用料・手数料の見直しではし尿処理手数料の見直しを検討する。実施は平成11年度を予定している。組織・機構の見直しでは、次長職と主幹・主査の配置の見直しについて、今年度に引き続き平成11年度の定期異動時に数ポストの削減を予定している。小中学校の適正配置については、小中学校適正配置計画の基本方針を今年度中に策定する。学校給食調理場については今年度中に基本方針を策定する。定員管理及び給与等の適正化の推進では、職員の削減について平成11年度も引き続き進めていきたい。旅費の見直しについては現在作業を進めており、平成11年度実施の予定である。効果的な行政運営と職員の能力開発の推進では、職員研修制度の見直しや職場研修の充実を図る他、異職種の職場交流を平成11年度も定期異動時に実施を予定している。年末年始の休日を本年から12月31日から1月5日とすることで、今定例会で条例の一部改定について提案している。

委員長

「第54回国民体育大会冬季大会スキー競技会について」

(国体)川原主幹

4月28日に小樽市実行委員会第2回総会を開催し、引き続き5月15日に北海道実行委員会第2回総会を開催した。平成10年度の予算として小樽市実行委員会で5,066万円、北海道実行委員会で2億2,200万円、全体で2億7,266万円の事業費が承認された。全国PR用の公式ポスターについては、ジャイアントスラロームなど3つの競技者に躍動感を与えたデザインを採用することで承認された。スキー競技会要項案として、2月18日から21日までの大会日程と会場一覧表・競技への参加資格・申し込み方法を定めたスキー競技会実施要項、開・閉会式の式典次第・宿泊・交通輸送及び医療救護の基本的な考え方を定めた各要項について承認された。なお、公式ポスター及びスキー競技会要項案については、本日開催の日本体育協会国体委員会で承認される見込みとなっており、今後公式ポスターは市内及び全国の関係機関・団体に配布しPRに努めたい。

委員長

今定例会に付託された案件について報告を求める。

議案第3号「小樽市の休日を定める条例等の一部を改正する条例案」について

(総務)総務課長

小樽市の年末年始の休日について、現行12月29日から1月3日までの6日間となっているのを12月31日から1月5日までに変更するものである。また、これに伴い固定資産税及び都市計画税の第4期分、国民健康保険

料の12月分の納期がそれぞれ12月28日となっているので、平成11年度分から納期を12月30日に変更するものである。

委員長

議案第4号「小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案」、議案第5号「小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案」及び議案第14号「小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案」について

職員課長

議案第4号及び第5号について、国の恩給法等が一部改正され、恩給年額算出の基礎となる給料月額が平均で1.19%の増額になる改正等が行われているのに準じ、恩給支給額を平成10年4月分から増額するものである。

議案第14号について、福祉部における不祥事の責任を明らかにする措置として、市長の平成10年7月分の給料月額を10%減額するものである。

委員長

議案第9号「小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第10号「小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」について

消防団本部長

議案第9号について、平成10年4月9日に、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、これに準じて同条例について退職報償金の額を改定するものである。

議案第10号について、平成10年4月9日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、これに準じ補償基礎額等を改正するものである。

委員長

報告第4号「専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する条例）」及び報告第11号「専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する条例）」について

市民税課長

報告第4号について、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、小樽市税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものである。

改正の主なものとしては、個人市民税、固定資産税、鉱産税及び特別土地保有税における納税管理人については、従前、市内に居住する者に限定していたが、市外に住所・事務所を有するもので市長が承認した者等についても拡大したのを初め、個人市民税においては、低所得者層の税負担に配慮するため、均等割の非課税限度額を31万円から32万円に、所得割の非課税限度額を34万円から35万円にそれぞれ引き上げた他、長期にわたる地価の下落、土地取引の状況や厳しい経済情勢に鑑み、時限的な措置として、所得税と歩調を合わせて長期・短期・超短期にわたり所有していた土地の譲渡益課税についてそれぞれ軽減する等の特例措置を講じたものである。

固定資産税においては、被災者の新築住宅に対する固定資産税の減額について、床面積が200㎡以下を240㎡以下に改め、家屋の階数及び構造の要件を削除したものである。

特別土地保有税においては、これまで昭和44年4月1日前に取得した土地と市街化調整区域内の土地で保有期間が10年を超える土地について課税対象外としていたが、保有期間が10年を超える市街化区域内の土地についても課税対象外としたものである。また、地価の下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設に伴い特別土地保有税の課税の特例措置を講じたものである。この制度の創設に伴い取得時点における地価水準に比較して現時点での地価が下落している場合には、保有分の税負担の軽減が図られることとなるものである。

報告第11号については、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律が5月29日に公布され、5月31日から施行されることに伴い、小樽市税条例の一部を改正する条例を5月29日に専決処分したものである。

その内容としては、個人住民税の特別減税の追加実施に伴い、平成10年度に限り、普通徴収の方法により徴収

する市民税の第1期の納期を6月から7月に変更するとともに、特別徴収の方法により徴収する市民税について特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対して行う税額等の通知期限を5月31日から6月30日に改めたものである。

なお、個人住民税の特別減税の額については、納税者本人が当初8,000円が1万7,000円、扶養親族等1人につき4,000円が8,500円となり、夫婦子供2人の標準世帯では当初2万円が4万2,500円となるものである。

委員長

陳情第71号「星野地区における小学校の新設方について」

学務課長

銭函小学校の現在の児童数は487名であり、その内89名が星野地区から通学している。現時点における数値をベースに今後の児童数を推計すると、年々減少し、5年後の平成15年度には小学生は428名程度に減少する。この地区は札幌に隣接していることから、宅地開発が進み人口の増加が見通される地域であるので、今後の児童数の推移を十分見極める中で、学校のあり方について検討する必要があると考えている。

委員長

これより質疑に入る。

花岡委員

地方税法の一部改正について

市民税の非課税限度額を引き上げる根拠は、生活保護世帯の生活扶助費との逆転現象を解消するためと聞かすが、現実でこれで逆転現象を解消できているのか。

市民税課長

個人市民税の均等割の非課税限度額については生活扶助の基準額をベースに設定しているが、例えば、平成10年度の国の基準において、夫婦と子供2人の標準世帯で均等割の非課税限度額が245万7,000円であるのに対し、生活扶助額については248万3,000円となっており、生活扶助額が非課税限度額を上回っている状況なので、それを解消するために改正がされたということである。

花岡委員

その生活扶助額は1級地として計算されていると思うが、小樽で比較するとどうなるのか。

市民税課長

小樽市の基準で言うと、平成10年度の均等割の非課税限度額は227万1,000円であり、生活扶助額については、小樽市は2級地であるので227万3,000円となり、やはり逆転している。

花岡委員

生活保護費の中の住宅費は、小樽市と厚生省の基準で3万円近い差があるが、この点についてどう考えているか。

税務長

生活保護費の中には、住宅扶助と教育扶助が入っているが、その差について意見を求められても我々としては答えようがない。

花岡委員

生活保護世帯との逆転現象を解消するためと言うが、実際には、小樽市で考えても、生活保護世帯より下回るところで税金が課税され、逆転現象は解消されないのではないかと。

税務長

生活保護世帯については、家は借家で収入がなく、夫が35歳、妻30歳、子供が9歳と4歳というモデル的な

標準世帯で考えているが、個々の世帯について判定しているものではない。

花岡委員

税金を計算するにあたっては、この生活保護の標準モデルを基準として非課税限度額を出していると思うが、もともと小樽市の非課税限度額そのものが低すぎる。今回の改正でも逆転現象の微々たる解消にしかならないが、低所得者の課税を緩和していくという意味ではもう少し限度額を引き上げていく措置がとられなければならないと思う。

特別土地保有税について

今回どのような経緯でこの改正が行われたのか。また、実際に小樽市で何名くらいが対象になり、減収になる額はどの程度になるのか。

資産税課長

特別土地保有税ができたのは昭和48年であり、その後社会動向の変化等があり、保有期間が10年を超える土地を課税対象外とするということで、昭和57年及び60年に改正がされたが、昭和60年代に入ってから東京を中心として異常な地価の高騰があり、平成3年度には市街化区域内において保有期間が10年を超える土地について課税対象にする改正が行われた。今回の改正は土地の大幅な下落があったため、市街化区域で10年を超える保有分について課税対象外としたものである。小樽市としては個人で6件、法人で49件の計55件が対象になり、およそ2,800万円程度の減収となる。また、下落修正分は、個人で38件、法人で95件の計133件であり、1,100万円程度の減収になる。

花岡委員

バブル絶頂期における土地の高騰の後始末ということか。

資産税課長

異常な地価の高騰を受けて平成3年度に強力な税制改正を行ったが、今回の改正は、土地が下落しているので状況に応じて見直しをし、逆に緩和をしようという趣旨で行っているのだから、決してバブルの救済だけが目的ではないと認識している。

花岡委員

特別土地保有税の課税の特例で小樽市が影響を受ける額は総額で約4,000万円であり、小樽市の税収入の中ではかなり大きい額である。この減収分について、特別減税の補填債のような形で国からなんらかの措置を受ける方法はあるのか。

財政課長

一般的に市税を減免した場合、例えば沖縄振興法や山村関係の特別法等特別な法律で規定があれば100%交付税として措置されるが、今回の場合、全国同様の考え方に基づいて行われているので交付税による100%の措置はない。4,000万円の減収になると75%は理屈上交付税として措置されるが、トータルの交付税として考えた時に、実際に交付額が増えるかどうかは分からない。

花岡委員

保護課元職員の不祥事に関する市長の減給について

市長が職員の不祥事に対し責任を感じ自ら減給措置をとることになったが、実際に市長が減給される金額はいくらか。また、最近の職員の不祥事としては、青少年女性室職員及び市民税課職員のわいせつ行為等が続いているが、これらとの違いをどのように受け止めて減給することにしたのか。

職員課長

現在行革により3%の減給をしている関係もあるが、1カ月で9万5,351円が減額される。職員の不祥事があった場合、過去の例やその事件が社会的にどのような影響を与えるか等を含め検討している。平成9年に発生し

ている戸籍住民課職員による北海道青少年保護育成条例違反事件については、本人に対し罰金15万円の刑が処せられ、また平成5年に発生している市民税課職員による親睦旅行会における事件については懲役1年6カ月、執行猶予3年という刑が確定しており、これらの社会的影響等を考えた中で、今回については市長自ら1カ月の減給を行ったものである。

花岡委員

小樽市立病院の医療ミス等も含め職員をめぐる問題が相次いでおり、市長としての責任が問われると思う。また、今回の不祥事について、このような人物を社会福祉主事に任命したことが最大の問題であったと思うが、社会福祉主事として適格だと判断した理由を示せ。

総務部長

人事異動にあたっては個人の能力や過去の職歴、所属長の意見等を総合的に判断しながら適正な人事配置に努めているところであるが、今回の件については結果的にこのような事件が起こってしまったので、配置自体に問題があったのかと考えている。

花岡委員

社会福祉主事というのは社会福祉事業法の中で資格が明確にうたわれており、「人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」というのが前提となっており、市の職員であれば誰でもできるというものではない。そのような意味でこのような人物を配置したことについて市長としての責任があると思うがどうか。

総務部長

確かに福祉に携わる人についてはいろいろな面で基準があるが、どのような判断基準で認定するかが難しい。一般的には市の職員についてはいろいろな部署を経験させながら、人格等の問題についても考えている。市長の減給については、今回の事件は社会的弱者を救うべき立場の人間が逆にいじめたということで、社会的反響も大きいことから、自ら責任を感じて減給したものである。

花岡委員

社会福祉主事になる職員については、ケースワーカーになりたくてそのような勉強してきた人を積極的に起用すべきである。生活保護世帯の生活を支援し、自立のための手助けをしていく重要な仕事をする人なので、社会福祉に熱意がある人を積極的に起用し、レベルアップをしていくべきであると思うがどうか。

総務部長

確かにそのような学校を出ている人もおり、一般の職員から異動になる人もいる。ただ学校を出ているからそれでいいというものでもなく、一般職員でも福祉に熱意がある人もいるので、両面を見ながら適正な人事配置をしていきたい。

花岡委員

職員の中に福祉に熱意がある人がいても当然だと思うが、少なくともそのような仕事につきたいということで熱意を持って勉強してきた人を積極的に起用してほしい。

予定価格の事後公表について

銭函消防支署の建設について、当初予算・落札価格・落札業者を示せ。

契約管財課長

消防支署の建築主体工事については1億2,200万円で近藤・福島共同企業体に落札している。機械設備工事については、5,760万円で村田・加藤・小松田共同企業体に落札している。また、電気設備工事については、2,720万円で田近電気に落札している。

(消防)総務課長

工事請負費の当初予算は2億5,780万円となっている。

花岡委員

それぞれ予定価格を示せ。

契約管財課長

予定価格の事後公表を6月1日から行っている。消防支署の工事に関して、建築主体工事は予定価格1億2,400万円に対し落札価格1億2,200万円で約200万円の差、機械設備工事は予定価格5,815万円に対し落札価格5,760万円で約55万円の差、電気設備工事は予定価格2,755万円に対し落札価格2,720万円で約35万円の差となっており、トータルで約290万円の差がある。

花岡委員

当初予算が2億5,780万円であり、予定価格の合計は約2億900万円ということか。

契約管財課長

今示した予定価格は、契約する際にはさらに消費税がかかるのでその分を加えると約2億2,000万円となり、当初予算との差は約3,000万円となる。

花岡委員

予定価格は税抜きで2億900万円前後、落札価格は同じく税抜きで2億600万円前後で、総額で約290万円しか差がない。予定価格と落札価格の比率でいうと約98.6%であり、我々としてはほぼ100%予定価格に近い金額で落札されたというように感じている。6月から事後公表が行われたとのことだが、これはどのような目的でなされ、またその効果はあったのか。

契約管財課長

予定価格の事後公表というのは、本年2月4日の中央建設業審議会の中で提起されており、積算基準の図書の公表が進んでいるので予定価格の予測が可能になっているという現状があること、不正な入札の抑止力になること、積算基準の妥当性の向上に資すること、の3つが目的となっている。今後事前公表という話もあり、中央建設業審議会の中で審議されているが、価格だけで競争されたり、業者の積算意欲がなくなるということから、これについてはまだ慎重にやるべきという話になっている。予定価格と落札価格の割合については何%が妥当かという基準はなく、我々としては業者の積算能力が高いため近い金額になったと思っている。

花岡委員

今回の工事について入札は何回行われたのか。

契約管財課長

いずれも1落で落ちている。

花岡委員

たった1回の入札で予定価格にほぼ近い額で落札するのは神業である。建設業界の深刻な不況の中、本当に仕事がほしいのであれば、もっと予定価格と差が出てよいのではないか。一番高い価格とはどの程度の差があるのか。

契約管財課長

主体工事について、落札価格は1億2,200万円であるが、一番高い価格を付けた業者は1億2,490万円で、290万円程度の差がある。

花岡委員

事後公表により建設省が指摘するような効果が上がるのか疑問が残る。事前公表については慎重に検討したいとのことであるが、小樽市内の建設業界を活性化させ、本当の意味での競争でレベルアップを図るためにも、事前公表についてもっと積極的に議論してもいいのではないか。

財政部長

事後公表の効果のひとつとして情報の開示が挙げられるが、それにより落札価格が極端に下がって予定価格と差

が出るとはならない。予定価格と落札価格に近いというのは業者の積算能力が上がってきているということである。

また、事前公表についてはまだ問題がある。現在市内の業者による指名競争入札を行っているが、事前公表となると通常、一般競争入札という形になるので、必ずしも市内の業者だけとはならないと思う。その場合果たして市内業者が落札されるのかという問題もあり、市内業者育成という観点からいうと事前公表はなかなか難しいと思う。国や道の動向を見ながら慎重に研究しなければならないと考えている。

花岡委員

学校給食のあり方について

3月に出された「学校給食のあり方」についての答申の内容を示せ。

学校給食課長

施設の改善と運営及び食事内容の充実、衛生管理の強化体制等について答申をもらっている。

花岡委員

調理場の統廃合の問題、自校方式の問題等いろいろな意見が出ているが、今後どの段階で結論付けていくのか。

学校給食課長

今後の施設のあり方について論議している中で、衛生管理体制の充実が共通認識であるが、共同調理場方式か単独校方式か意見がわかれている。これを受けて我々も年度内中に方針を出すよう検討している。

花岡委員

最終的に教育委員会で結論を出すということか。

学校教育部長

その通りである。

花岡委員

子供の給食に対する思いを考えると共同調理場よりも単独校の方がいいという声が挙がっているが、経済的な面・体制的な面では共同調理場方式がいいとなっている。選択するにあたり何を主体に考えるのか。

学校教育部長

「学校給食のあり方」が基本になるので、その中身・施設・効果等を総合的に考えて対応したいと思っているが、この報告書に至るまでの経過等をもう一度考え直した中で結論を導いていきたい。

花岡委員

温かい給食を、調理の現場が分かる形で提供するのが一番であり、学校給食は教育の一環であるという位置付けを明確にする意味からも単独校方式の推進という方向で考えてほしい。

学校給食の食事環境について

4～5年前にランチルーム方式が話題となり、日本給食センターからも同方式をとるよう指導しているが、実施は未だに2校でとどまっている。教育委員会として、ランチルーム方式についてどのような方向性を考えているのか。

学校給食課長

確かに各学級や各学年の交流を図る意味でもランチルームで食事をとるのが望ましいと言われている。小樽市でも現在2校で実施しており、今後もそれらを視野に入れ検討したい。

花岡委員

ランチルームの増設が進まないのは何故か。

学校給食課長

スペースの問題や給食配膳の問題等いろいろ課題があるが、例えば教室内で工夫をすることによりランチルームにできるだけ近付けるような整備も必要と考えている。

花岡委員

全学年が一斉に給食をとるとなると相当大きなスペースが必要となるが、そのような大規模なものでなくとも、例えば余裕教室を活用して雰囲気を変えていく等、できることからやっていく方向性も重要だと思う。ランチルームに転用できる余裕教室があるかどうか等の検討はしているか。

学校教育部長

余裕教室等、総合的に活用が図れるか検討しているが、施設整備等の物理的問題もあるので、ハード・ソフト整備の検討の中で進めていきたい。

花岡委員

先割れスプーンについて

ずっと廃止すべきと要求してきたが何故廃止できないのか。

学校給食課長

先割れスプーンはスプーンとフォークが一つになった優れた食器として学校給食で使われ始め、現在に至っている。マナーの点から適切かどうかという議論もされており、答申の中でも安全性に配慮し、材質や食事内容に適した改善が求められているので、これらも含め検討したい。

花岡委員

先割れスプーンを使っているのは学校給食だけである。学校給食が教育の一環であるならば、はしの使い方、フォークとスプーンの役割の違い等も教えるべきであり、教育委員会の姿勢が問われるものと思うがどうか。

学校給食課長

そのような面も含め検討していきたい。

花岡委員

陳情第71号「星野地区における小学校の新設方について」

今後の児童数のあり方について考えたいとのことであるが、この地域は人口が増えていく可能性もあると思うがどうか。

学務課長

現時点で考えると、平成15年には児童数は113名ほどになる予定であり、若干増えると考えている。

花岡委員

この地域は無秩序な宅地造成が進み、その一方で特別教室も作れずプレハブの教室を使っており、子供たちが犠牲になっている。星野地区から銭函小学校に通っている89名の児童の父母から学校を増設してほしいとの陳情が出されているが、これについて応える気がないのか。

学校教育部長

現状の推移を見守りたいと考えており、応えないということではない。ただ110名くらいの学校規模が適当かどうかについて教育効果の問題もあり、今後の宅地開発や住民の張りつき等を見据えて検討していきたい。

花岡委員

教育効果という観点からいえば、豊倉小学校も100名前後の児童数できちんとした教育が行われているので、これからも児童数が増える可能性が高い星野地区の子供を無理やり銭函に集約するのではなく、小規模な小学校であっても増設していくことも考えるべきではないか。

学校教育部長

確かに小規模校のよさもあるが、将来的な見通しも重要である。例えば桂岡小学校も典型的な宅地造成に伴う学校であるが、20年経って児童数が年々減少しているため、一過性の学校にならないかどうかも含め、今後の推移を見ながら対応したい。

佐々木(勝)委員

学校給食のあり方について

そもそも学校給食は教育の一環として始まり、制度と内容を一体的に整備してきたと思うが、現在はバラバラになってしまった感がある。行政改革の観点から共同調理場方式がいいか単独校方式がいいか考えているかもしれないが、本来的には教育の一環として条件整備をしていくべきと思うがどうか。

教育長

学校給食法の第1条では、心身の健康と食生活の改善が挙げられており、その中で学校教育の一環として学校給食が重要だとなっている。また、文部省の規則では共同調理場方式と単独校方式、地域の実情によりどちらを選んでもよいが、できれば共同調理場方式が望ましいとのことで、共同調理場への補助金をアップしている実情にある。現在北海道では衛生管理の側面から学校給食を点検しており、検討委員会を作ったりしている。札幌市においても検討委員会で答申をまとめており、これまでの親子方式を全体的に見直し、民間委託での共同調理場方式にしようとしている。また、函館市では共同調理場方式を将来的には単独校方式にしたいと考えている。いくつもの選択があり、我々としても答申を尊重しながら、年度内に小樽市における学校給食のあり方について詰めていきたい。

佐々木(勝)委員

教育の一環として、学校で調理している人の姿が見えることも大事なので、民間委託についてはいかがなものかと思う。

学校グラウンドの整備について

先日、各学校で運動会があったが、散水設備がなく、風で砂ぼこりが舞ったり、排水の状態が悪く水たまりができていた。また、砂場には犬猫の糞が落ちていた。学校は学ぶ場であり遊ぶ場であるが、それを保証すべきである。計画的にグラウンドを整備すべきと思うがどうか。

(学教)施設課長

抜本的な対策は難しいが、毎年小学校3校、中学校2校程度について計画的な整備を行っている。今年度においても小学校2校、中学校1校について夏休み期間中に整備する予定である。

佐々木(勝)委員

逐次増やしてほしい。

職人の会を利用した学習について

修学旅行生が小樽を訪れた際に、その技を練習し、体験学習をしていると聞いている。昨年、長橋小学校で職人の会を利用した学習をしたと聞くがその様子を示せ。

指導室小澤主幹

昨年11月20日、5年生の3クラス合同で、職人の会の副会長が長橋小学校の出身ということで話をしてもらった。また、5年生の社会科の時間に伝統に生きる工業という単元の発展学習として小樽染紋塾長に来てもらった。1時間ほどの授業であるが、小樽職人の会で作成したビデオやスライド等を使いながら専門的な話を聞き、小樽市の伝統産業への理解を深めたものである。児童もさらに学んでいきたいとの感想を持っており、今後も検討していきたいと考えている。

佐々木(勝)委員

経済効果の観点からも地場産業の育成は課題だと思うが、せっかくの財産をなんとか継承し育てることを考えた場合、地場産業の育成と学校教育の関係は密にとっていかなければならないと思う。今後の働き掛けをどのように考えているか。

指導室長

体験的な学習は児童・生徒にとって非常に有意義である。現在は、修学旅行や宿泊研修等で行われているが、見学先での体験学習がある。市内を中心とした宿泊研修や見学等の学校行事があり、また、市内でも体験学習ができる施設が何力所かあるので、職人の会も含めて、今後各学校に紹介していきたい。

佐々木(勝)委員

交通記念館について

修学旅行生を含め入込状況を示せ。

社会教育課長

平成9年の総入館者数は約16万人であり、その内修学旅行生は約1万9,500人で全体の約12%である。昨年度は約2万5千人なので減っている。

佐々木(勝)委員

交通記念館も体験学習ができる施設であるが働き掛けが必要だと思う。入込数減の原因はいろいろあると思うが、今後、体験学習や修学旅行対策も含めどのような施策を考えているか。

社会教育課長

児童・生徒の誘致については交通記念館としても開館当初から重要な課題と考えており、近郊あるいは道東・道南・道北等各地の教育委員会や学校に対し精力的に誘致活動を行っており、今後も重点課題として取り組んでいきたい。また、体験学習という意味では、ミニ四駆のタイムトライアル等体験的なイベントを持つようにしているので、今後もそのような方向で進めていきたい。

佐々木(勝)委員

高校の入学状況について

公立・私立別の1年生の男女別入学状況を示せ。

学務課長

	男(名)	女(名)	計
公立(5校)	644	609	1,253
私立(3校)	412	302	714
計	1,056	911	1,967

佐々木(勝)委員

この数字をもとに来年度進路指導することについて何か考えはあるか。

指導室長

各学校では、今年度の実績をもとに進路指導をしているが、その中で公立・私立高校のバランスを考えながら生徒や保護者に説明している。

佐々木(勝)委員

この実態はそれぞれの学校にも知らされているのか。

指導室長

中学校においては、各学校の進路指導担当による進路指導委員会があるので、その中で進路状況を把握しており、実態についても知らされている。

佐々木(勝)委員

奨学金制度について

充実させてほしいが、同制度の現状を示せ。

学務課長

対象者は市内の3学年あわせて年間70名、月額は貸与3,000円、給与4,000円、計7,000円となっている。

応募者数と対象者数は

	平成8年度	平成9年度	平成10年度
応募者数	49	64	92
対象者数	26	24	24

(単位：名)

となっており、応募者数は年々増加している。

佐々木(勝)委員

月額はずっとかわってないのか。

学務課長

平成4年からこの金額である。

佐々木(勝)委員

応募者が多いということは困っている人が多いということだと思うが、応募者に対し厳しいふるいがかけられるのか。

学務課長

経済状況と過去2年間の成績をもとに選考委員会で慎重に審査され決定される。

佐々木(勝)委員

奨学金制度そのものに手を加える考えはないか。

学務課長

この制度が完全なものとは考えていないが、以前に他都市の状況を調査した中では給与がなく貸与が多い場合が多かった。我々としてもよい方法がないか検討していきたい。

佐々木(勝)委員

我々も教育減税等を含め考えなければならないと思っているが、小樽市の奨学金制度についても、状況を踏まえ充実を図っていくように要望する。

斉藤委員

入札制度について

事前公表・事後公表・一般競争入札等、最近入札制度の問題が具体化しており、政令都市を中心に一定金額以上の入札行為は基本的に一般競争入札にして、門戸を開くようになっている。また、併せて大型プロジェクトに関しては国際競争入札が進んでおり、それで透明性を確保していくとのことである。このような一般競争入札等を進めていくと、体力勝負になってきて小さい企業は淘汰されてしまう。また、今後これらがもっと進んでいくと、商事会社でも建設業の受注ができるようになり、建設スタッフがほとんどいないような大手の商事会社が入札に参加してくる可能性もある。このような状況が進んでいけば、小さな建設業者ははじき出される。スーパーゼネコン5社でさえも不況に陥る可能性があり、商社は今まで参入できなかったレベルまで商圏を広げてくるのが心配されている。

入札制度の改革・変革は札幌まできており、ここ数年間で小樽市も変わるだろうということ、少なくとも事前に各関係業界に周知する必要があるのではないか。

財政部長

構造改革はいろいろな面で進んでおり、札幌市でもアメリカの業者が工事を受注する等グローバル化が進んでいる。事後公表をすることになると、通常は一般競争入札になり市内の企業に限定することができないので、地場企業の育成や保護の面で問題があり、一遍に改革を進めるのは難しい。しかしながら、今委員の言ったようなことは今後考えられていくと思うのでいろいろな機会を見て各関係団体に話をしていかなければならないと思う。事前公表についてはまだ国の方でも進んでいないが、今後中央建設業審議会でも事前公表の話が出てくると思うので、動向を見ながら検討したい。

斉藤委員

学校基本調査の長期欠席児童・生徒数について

調査の基本的な目的は何か。また、これに基づきどのようなことをしているのか。

指導室長

学校基本調査における学校嫌い調査は、長期欠席児童・生徒の実態把握を目的として行われている。現在、不登校については極めて深刻な状況であり、全国的には平成8年度で小中学生を合わせ9万4,000件を超えており、小樽市においても現在30名を超えている。教育委員会としても教師への研修、適応指導教室を設置し児童・生徒の学校復帰への適応指導に努めている。

斉藤委員

長期欠席児童・生徒に関する情報について、教職員はどのように扱っているのか。また、親に対してはどのように扱っているのか。

指導室長

校内における不登校対策については、各学校の学年や学級内の情報交換や生徒指導委員会、あるいは学校によっては検討委員会等を持ちながら実態把握に努めている。また、不登校児童生徒に対し家庭訪問や電話等により声かけ、あるいは本人との相談活動を行うとともに、父母への対応に努めている。

斉藤委員

親に対し、子が通っている学校の不登校者数等の情報は積極的に提示しているか。

指導室長

児童生徒の情報については微妙な問題なので慎重に取り扱っているが、父母への周知についてはPTAの役員会等でそのような話し合いを持っていると聞いている。

教育長

学校教育法施行令第20条の中に長期欠席の児童・生徒の扱いがあり、1週間以上児童・生徒が欠席した場合は教育委員会に報告することになっている。教育委員会はこれに基づき保護者に対し登校を促すというのが同法第21条に規定されている。これは法制定当時、日本は貧しく、児童・生徒が労働に使われ学校に来ないということがあったため、教育委員会が登校を促すものであった。しかし、最近は理由の分からない不登校が多くなっているため、校長会議で長期欠席児童・生徒の個々の問題について適切に把握して指導するようにとお願いしたところである。学校から1月ごとに現在休んでいる児童・生徒の氏名や状況について教育委員会に報告があるので、その結果に基づいて指導している。また、子供のプライバシーの問題や心理的な問題もあるので、ある子供には友人から登校を促してもらったりもしているが、3年程前に文部事務次官が文部省の生徒指導の会議の中で学校嫌いの子供に登校を強制することはかえってよくない、むしろ校外に適応指導教室をつくる等心に余裕を持たせるようにすべきということも言っており、施行令第20条・第21条の精神が失われてきている状況にある。それらや親が子供がかわいそうと思う気持ち等が重なり、原因の分からない欠席児童・生徒が増えているという状況になっている。

斉藤委員

小樽市の小中学校で30日以上欠席は平成9年度で27名であり、その内病欠扱いになっているのは14名で

ある。病欠かどうかの判断は、学校現場で子供たちの心理的な問題や事情等をもとに判断すると思うが、客観的な判断基準を持ち合わせているのか疑問である。担任がかわると判断がかわるようなことはあってはならない。もし、欠席理由があいまいである児童・生徒が、実は不登校予備軍であったとしたら、学校嫌いの数値は全道並み、あるいはそれ以上になってしまうのではないか。

指導室長

例えば神経症的な傾向を示す児童・生徒の場合は頭痛や腹痛、体調不良を訴えることがあるので、病気かどうかについては各学校でも判断が難しい状況にある。保護者から病気欠席と言われて学校が判断する際にも、例えば長期にわたる場合には、学校側で病院への通院や病状等を保護者に確認しながら判断している。

斉藤委員

教職員は家庭訪問をする等、現状把握に努めていると思うが、最終的に担任の判断だけなのか、それとも検討委員会等に持ち込まれるか。答弁を聞くと学校によってまちまちのようであるが、家庭訪問は今後このような手順で行い、それで是正が見られなければ検討委員会を設置する等基本的な流れをつくり、統一性を持たせていくべきではないのか。

指導室長

不登校の要因は家庭・学校・社会等の様々な要素が絡み合った複雑なものであると思うが、対策については、不登校対策の専門家会議の発表によると、登校するようになった児童・生徒の効果があつた方法として、家庭訪問、電話による声かけ、自宅に迎えに行く等が挙げられている。家庭訪問については特に多く行われているが、手順等については第一義には学校単位で行っている。あるいは中学校においては、担任と生徒指導担当の先生と複数で対応したり、また、話し合いについては、校長や教頭も参加して複数で話し合ったりすることもある。確かに定まった手順はとっていないが、各学校の実態に応じた取り組みをしていると思う。

斉藤委員

少なくとも親の立場では心配であると思う。もっと教師と親とが話し合う時代にきているのではないか。現在は個人消費が落ち込み、その分を教育に使うような傾向にある。遠くない将来に親が学校を選ぶ時代になるかもしれない。それに対応するためには、教育をサービスとして考え、一定以上の質を保たなければならないと思うがどうか。

教育長

例えば東京都大田区を中心部の学校において、区内でその学校の教育目標、教育内容、教育条件等を列挙しPRしたところ、学校区を越えてたくさんの子供が来たということがあり、そのようなことはあってはいけないとしながらも、区域外修学を認めてしまった例もある。

小学生の場合、何日か休むと保護者が心配して、担任の先生に電話がくるようなケースが一般的である。また、施行令の中で1週間以上の欠席について教育委員会への報告が義務付けられているため、校長先生や教頭先生は毎日板書される欠席児童名を見ており、欠席が多い場合担任等に注意勧告をすることもあるので、そのような意味では把握はなされていると思う。中学生の場合は、保護者の意見に耳を貸さないという生徒もいるため、例えば親に言われて家を出るが、学校に来ないで街をぶらぶらして家に帰るといったような異常な事態も見られる。そのような場合は生活指導委員会で相談し、担任だけでなく同僚や教頭先生等とともに複数人で家庭訪問を行うことが多い。しかし、一度不登校予備軍のようになるとなかなか回復が難しく、どのように改善すべきか悩んでいる状況である。今回、「心の教室」や「心の相談員」というシステムが出てきたので、学校とよく相談し対応を深めていきたい。

斉藤委員

代表質問でも、特定の学校に蔓延化してないかと聞いたが、例えば不登校児童・生徒数の上位5校について、病欠者数も加えらるともっと傾向があらわになるのではないかと思う。上位の学校は、もしかしたら何年も前から不登

校児童・生徒を多く抱えていた学校かもしれないと心配される。もし少しでもそのような傾向があったなら、その原因を究明するのが教育委員会の役目と思うがどうか。

教育長

学校で心配している病気というのは、学校保健法という伝染病や集団風邪等による学級閉鎖・学年閉鎖であり、個人の風邪や腹痛等についてはそのまま受け取ることが多い。学校基本調査の中で、学校嫌い・病欠・経済的理由・その他とわかれているが、その他の人数が多いことが現在問題となっており、それらが実質学校嫌いなのではないかという分析もあり、学校基本調査がそれほど厳密なものかと疑問も持たれている。我々としてはこの数字の計上方法等について学校の判断に委ねていたが、5月の校長会議で、学校嫌い・病気・経済的理由・その他の児童・生徒すべてを個別に相談してほしいとお願いしており、今後その結果を聞いて、分類の方法についても注意を促し、現状把握に努めたいと考えている。

斉藤委員

先般、刑務所の所長をずっと続けていた方と話をしたが、今大きな問題が3つ起きていると言っていた。一つ目として、不況で仕事が回ってこない、二つ目として高齢化で仕事ができなくなっている、そして三つ目として家庭教育の欠如とのことであった。収容者のこれまでの生活習慣等を聞くと、家庭環境が極めて荒れており、親からは、「このような子ではなかった」、「学校に責任がある」という声が非常に多い。そしてその理由として、「学校の様子が分からなかった」、「このようになるまで学校で放っておかれた」と言うことが多いとのことであった。家庭教育というのは保護者が行うものであるが、学校でどのようなことが起きているかはあまり分からないものであり、自分の子が通っている学校に不登校の児童・生徒が何名いるか等の情報がある程度開示していかなければ、学校だけに責任を押しつけ、家庭の責任をないがしろにしてしまうように思う。私は今までの議論で統一した方法をつくるべきと言ったが、現場では尺ではかってこうだというのは難しいと思うので、なおさら、親と教師の信頼関係の構築や意志疎通を図ってほしい。

教育長

教育課程審議会や中央教育審議会でも、今までは学校教育・社会教育・生涯教育等について答申をまとめてきたが、現在中間報告では家庭の問題が取り上げられている。それは、学校の先生は責任を感じて一生懸命やっているが学校では対応できない状況もあるので、いろいろなことを地域や保護者にも話をして、共通の情報の中で対応していこうというものであり、そのひとつとして「心の教室」や「心の相談員」がある。我々も適応指導教室を有しているが、その状況や情報を学校に渡し、それがさらに親に伝わるように、児童・生徒の健全育成に向けて何ができるか検討し実施していきたい。

鈴木委員

学校敷地と道路について

学校の敷地内に生活道路があるところはあるか。

(学教)施設課長

桜中学校の1校である。

鈴木委員

同校では校舎の前を狭い市道が通っている。その向こうには小さなグラウンドがあり、以前に防球ネットをつけてほしいとの要求もあったが、除雪の際に倒れる危険性があり無理とのことであった。また、この市道は坂道になっており、特に冬場は車が交差できないため、学校前で車が止まっていることもある。子供たちは学校の敷地内だと思っているので飛び出す場合もあり、せめて交通速度の規制くらいはすべきではないか。

(学教)施設課長

市道ということもあるので、安全対策等については関係団体と協議していきたい。

鈴木委員

公安委員会との協議ということになると思うが、今まで交通規制を図っていなかったのが問題だと思う。学校の避難場所はグラウンドになっており、何かあった時には子供が飛び出していくことにもなるので、学校の前だけは10km規制にする等考えてほしい。また、道路沿いには北電柱があるので、それに共架する形でのカーブミラーの設置も検討してほしい。防球ネットについても、冬の間ははずせるような簡単なネットを設置する等研究し考えてほしいがどうか。

(学教)施設課長

例えば防球ネットの設置についてはグラウンドに支柱を立てるとその分グラウンドが狭くなるということもあるので、何かいい方法があるか検討したい。

鈴木委員

ポール1本分程度なら問題ないようにも思うが、いい方法を検討してほしい。

消防の朝里出張所について

現在の消防体制について示せ。

(消防)総務課長

消防車両2台で、人員は片番7名の14名を配置している。

鈴木委員

昭和36年に示された国の基準に基づいて消防力は整備されたと思うが、それから30年以上が経って、朝里地区や望洋地区は年々開発が進み大きな地域になっている。そのような状況の中、朝里消防出張所について従来の位置では問題があるように思う。例えば望洋台方面に出動するにせよ高速道路を利用して出動するにせよ、現在の位置よりもっと温泉側に移すべきではないのか。宏楽園の未使用地がある大橋付近が一番良いように思うがどうか。

(消防)総務課長

朝里の消防出張所は昭和41年に現在位置に建設されたが、望洋や新光地区の開発等により市街地の状況も変わってきている。我々としても21世紀プランの中に位置付けをして、適地を模索しながら考えていきたい。

委員長

質疑を終結する。

休憩 午後3時25分

再開 午後4時05分

委員長

これより順次採決する。

まず、報告第4号、陳情第9号、第21号、第42号、第71号については、採決の結果、報告は承認、陳情は継続審査と、いずれも賛成多数により決定。

次に、議案第3号ないし第5号、第9号、第10号、第14号は可決、報告第11号は承認、陳情第50号及び所管事項の調査については継続審査と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。